

国指定仙台海浜鳥獣保護区井土浦特別保護地区  
指定計画書

平成19年 4月 1日

環 境 省

## 1 指針

### (1) 特別保護地区の名称

井土浦特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

仙台海浜鳥獣保護区のうち、宮城県名取市の名取川右岸低水路水際部と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）との交点を起点として、同所から同低水路水際部を北西に進み貞山堀東岸水際部との交点に至り、同所から同所と貞山堀西岸水際部と名取川右岸低水路水際部との交点を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から同所と名取川左岸低水路水際部と貞山堀西側堤防堤外側法肩との交点を結ぶ直線を北進し同所に至り、同所から同法肩を北東に進み二郷堀右岸堤防堤外側法肩との交点に至り、同所から同所と仙台市荒浜字南官林境界石標百九十五を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と同境界石標百九十四を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同直線の延長線を南東に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み名取川左岸水際部との交点に至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を南進し起点に至る線により囲まれた区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成19年4月1日から平成39年3月31日まで（20年間）

### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

#### ①特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

#### ②特別保護地区の指定目的

仙台海浜鳥獣保護区は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始め、多く

の水鳥類の生息地となっているほか、塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、名取川河口の右岸からその北側約4 kmに渡る区域は、砂浜、干潟、潟湖、河口、塩性湿地及びクロマツ・アカマツ林が広がっており、多様な自然の状態が良く保たれている。

このため、渡り鳥にとって好適な採餌及び休息のための条件が整っていることから、仙台海浜鳥獣保護区の中でも、特に渡り鳥の飛来数が多い区域であり、カンムリカイツブリ、マガモなどのカモ類及びトウネン、ハマシギなどのシギ・チドリ類の種類数が豊富である。

このように、当該区域は、仙台海浜鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類の保護を図るものである。

#### 管理方針

- ・ 鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・ 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元NGO、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 164ha

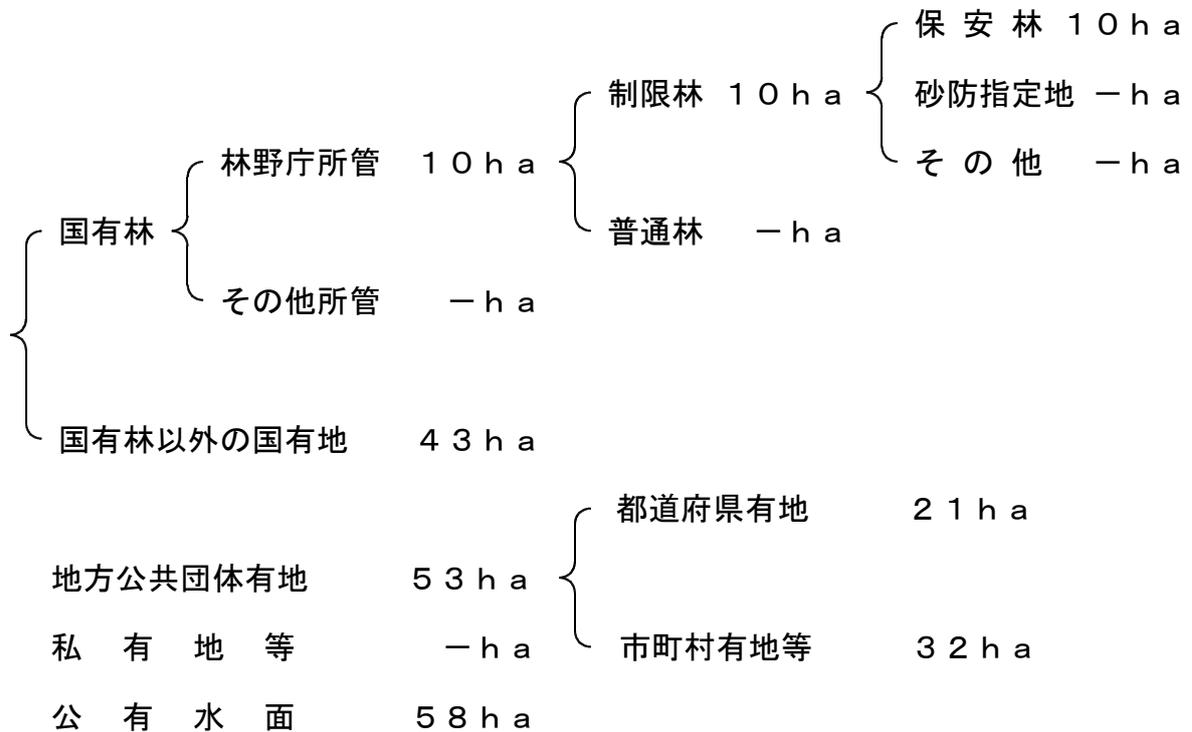
内 訳

ア 形態別内訳

林 野 58ha  
 農耕地 ーha  
 水 面 58ha  
 その他 48ha

イ 所有者別内訳

国有地 53ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 162ha 自然環境保全地域特別地区 ーha

(仙台湾海浜県自然環境保全地域)

自然公園法による地域	- ha	}	特別保護地区	- ha
			特別地域	- ha
			普通地域	- ha
文化財保護法による地域	- ha			

### 3 指定区域における鳥獣の生息状況

#### (1) 当該地域の概要

##### ア 特別保護地区の位置

当該区域は、仙台湾海浜鳥獣保護区の南側に位置する名取川河口の右岸からその北側約4 kmに渡って位置する。

##### イ 地形、地質等

当該区域は、仙台湾岸地域に位置し、仙台湾平野の七北田川、名取川の下流部一帯に形成された海浜地帯である。仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等と人工的に造林されたクロマツ海岸林があり、その内側に、海岸線に沿って貞山堀（運河）が掘られている。

仙台湾海浜鳥獣保護区及びその周辺における公共用水域の底質調査結果から、概して、シルト分や粘土分の割合が高く、海域ではほとんどが泥質となっている。

##### ウ 植物相の概要

当該区域では、テンキグサ（ハマニンニク）、ケカモノハシ、コウボウムギ、ハマヒルガオ等の海岸の波打ち際に近く、砂の移動の激しい場所に生育する種類やハマナス、テリハノイバラ、ハマエンドウ等のやや安定した砂丘地帯に生育する種類、シオクグ、ハママツナ、アイアシ等の干潟周辺に生育する種類、ヨシ、ミゾソバ、カヤツリグサ科、イグサ科等の河口周辺や干潟の後背地、所々にみら

れる低湿地に生育する種類の植物が特徴的である。

## エ 動物相の概要

当該区域では、冬鳥として、カンムリカイツブリ、マガモ等の渡来が確認されている。またシギ・チドリ類の種類数が豊富である。猛禽類ではオオタカの繁殖が確認され、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、ハヤブサ等の生息も確認されている。

哺乳類ではジネズミ、アカネズミ、テン、ハクビシン等6科9種の生息が確認されている。魚類では、ヌマチチブ等、27科58種の生息が確認されている。また、昆虫類では、ヒヌマイトトンボ、オサムシモドキ、チャバネセセリ等、129科360種の生息が確認されている。

### (2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域において、農林水産物への被害は発生していない。

## 4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

## 5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

①特別保護地区用制札 6本

国指定仙台海浜鳥獣保護区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	7,790ha	-194ha	7,596ha	228ha	-15ha	213ha	ha	ha	ha
└ 林野	492ha	-153ha	339ha	62ha	-3ha	59ha	ha	ha	ha
└ 農耕地	189ha	-40ha	149ha	0ha	0ha	0ha	ha	ha	ha
└ 公有水面	6,986ha	-318ha	6,668ha	120ha	-43ha	77ha	ha	ha	ha
└ その他	123ha	317ha	440ha	46ha	31ha	77ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	358ha	-43ha	315ha	47ha	26ha	73ha	ha	ha	ha
└ 国有林	181ha	-2ha	179ha	11ha	-1ha	10ha	ha	ha	ha
└ 林野庁所管	181ha	-2ha	179ha	11ha	-1ha	10ha	ha	ha	ha
└ 制限林	ha	ha	174ha	ha	ha	10ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	174ha	ha	ha	10ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林	ha	ha	5ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国有林以外の国有地	177ha	-41ha	136ha	36ha	27ha	63ha	ha	ha	ha
└ 環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	121ha	103ha	224ha	58ha	3ha	61ha	ha	ha	ha
└ 都道府県有地	48ha	34ha	82ha	30ha	-1ha	29ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	46ha	ha	ha	21ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	46ha	ha	ha	21ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	36ha	ha	ha	8ha	ha	ha	ha
└ 市町村有地等	73ha	69ha	142ha	28ha	4ha	32ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	68ha	ha	ha	27ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	68ha	ha	ha	27ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	74ha	ha	ha	5ha	ha	ha	ha
私有地等	325ha	64ha	389ha	3ha	-1ha	2ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	39ha	ha	ha	1ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	39ha	ha	ha	1ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	7ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	343ha	ha	ha	1ha	ha	ha	ha
公有水面	6,986ha	-318ha	6,668ha	120ha	-43ha	77ha	ha	ha	ha
計	7,790ha	-194ha	7,596ha	228ha	-15ha	213ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域 (名称：仙台海浜県自然環境保全地域)	211ha	ha	211ha	211ha	ha	211ha	ha	ha	ha
└ 特別地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地区	211ha	ha	211ha	211ha	ha	211ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (名称：国指定記念物 特別名勝 松島)	137ha	ha	137ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha



目	科	種または亜種	種の指定等
		○ スズガモ ○ クロガモ ビロードキンクロ シノリガモ コオリガモ ホオジロガモ	LP
		○ ミコアイサ ウミアイサ カワアイサ	
タカ	タカ	○ ミサゴ ハチクマ	NT NT
		○ トビ <u>オジロワシ</u> <u>オオワシ</u> <u>オオタカ</u> ツミ ハイタカ ケアシノスリ	国天・EN・国内希少 国天・VU・国内希少 NT・国内希少 NT
		○ ノスリ サシバ <u>クマタカ</u> <u>イヌワシ</u> ハイイロチュウヒ	VU EN・国内希少 国天・EN・国内希少
	ハヤブサ	○ チュウヒ <u>ハヤブサ</u> チゴハヤブサ コチョウゲンボウ チョウゲンボウ	EN VU・国内希少
キジ	キジ	ウズラ ヤマドリ	NT
		○ キジ	
ツル	クイナ	クイナ ヒメクイナ ヒクイナ バン	VU
		○ オオバン	
チドリ	タマシギ	タマシギ	
	ミヤコドリ	ミヤコドリ	
	チドリ	ハジロコチドリ ○ コチドリ イカルチドリ ○ シロチドリ ○ メダイチドリ オオメダイチドリ オオチドリ コバシチドリ ムナグロ ○ ダイゼン ケリ タゲリ	
	シギ	○ キョウジョシギ ヒメハマシギ ○ トウネン ヒバリシギ オジロトウネン ヒメウズラシギ アメリカウズラシギ ウズラシギ ○ ハマシギ サルハマシギ コオバシギ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		オバシギ	
		○ ミユビシギ	
		ヘラシギ	CR
		エリマキシギ	
		キリアイ	
		オオハシシギ	
		シベリアオオハシシギ	DD
		ツルシギ	
		○ アカアシシギ	VU
		○ コアオアシシギ	
		○ アオアシシギ	
		オオキアシシギ	
		コキアシシギ	
		<u>カラフトアオアシシギ</u>	CR
		クサシギ	
		タカブシギ	
		メリケンキアシシギ	
		○ キアシシギ	
		○ イソシギ	
		ソリハシシギ	
		オグロシギ	
		オオソリハシシギ	
		ダイシャクシギ	
		ハウロクシギ	VU
		○ チュウシャクシギ	
		ヤマシギ	
		タシギ	
		ハリオシギ	
		オオジシギ	NT
		アオシギ	
セイタカシギ		セイタカシギ	VU
		ソリハシセイタカシギ	
ヒレアシシギ		ハイイロヒレアシシギ	
		アカエリヒレアシシギ	
ツバメチドリ		ツバメチドリ	VU
トウゾクカモメ		オオトウゾクカモメ	
		トウゾクカモメ	
		クロトウゾクカモメ	
カモメ		○ ユリカモメ	
		○ セグロカモメ	
		○ オオセグロカモメ	
		ワシカモメ	
		シロカモメ	
		○ カモメ	
		○ ウミネコ	
		ズグロカモメ	VU
		ミツユビカモメ	
		ハジロクロハラアジサシ	
		クロハラアジサシ	
		オニアジサシ	
		オオアジサシ	VU
		ハシブトアジサシ	
		アジサシ	
		キョクアジサシ	
		ヨシジロアジサシ	
		○ <u>ヨアジサシ</u>	VU・国際希少
		シロアジサシ	
ウミスズメ		ウミガラス	CR
		ケイマフリ	VU
		マダラウミスズメ	DD
		ウミスズメ	CR

目	科	種または亜種	種の指定等
		エトロフウミスズメ コウミスズメ ウミオウム ウトウ	
ハト	ハト	○ キジバト アオバト	
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ カッコウ ツツドリ ホトギス	
フクロウ	フクロウ	トラフズク コミミズク オオコノハズク アオバズク フクロウ	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	VU
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	○ ヤマセミ カワセミ	
	ヤツガシラ	ヤツガシラ	
キツツキ	キツツキ	○ アリスイ アオゲラ アカゲラ コゲラ	
スズメ	ヒバリ	○ コヒバリ ヒバリ ハマヒバリ	
	ツバメ	○ ショウドウツバメ ツバメ コシアカツバメ イワツバメ	
	セキレイ	○ キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ビンズイ ムネアカタヒバリ ○ タヒバリ	
	サンショウクイ	サンショウクイ	VU
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ	
	モズ	○ チゴモズ モズ アカモズ	CR EN
	レンジャク	ヒレンジャク	
	ミソサザイ	ミソサザイ	
	イワヒバリ	カヤクグリ	
	ツグミ	○ コマドリ ノゴマ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ ○ イソヒヨドリ トラツグミ クロツグミ ○ アカハラ シロハラ マミチャジナイ ○ ツグミ	
	ウグイス	○ ヤブサメ ウグイス	

目	科	種または亜種	種の指定等
		オオセッカ	EN・国内希少
		エゾセンニュウ	
		シマセンニュウ	
		○ コヨシキリ	
		○ オオヨシキリ	
		キマユムシクイ	
		○ メボソムシクイ	
		エゾムシクイ	
		○ センダイムシクイ	
		○ キクイタダキ	
		○ セッカ	
ヒタキ		○ キビタキ	
		ムギマキ	
		○ オオルリ	
		サメビタキ	
		エゾビタキ	
		コサメビタキ	
カササギヒタキ		サンコウチョウ	
エナガ	○	エナガ	
ツリスガラ		ツリスガラ	
シジュウカラ	○	コガラ	
	○	ヒガラ	
	○	ヤマガラ	
	○	シジュウカラ	
ゴジュウカラ	○	ゴジュウカラ	
メジロ	○	メジロ	
ホオジロ	○	ホオジロ	
		コジュリン	VU
	○	ホオアカ	
	○	カシラダカ	
		ミヤマホオジロ	
		ノジコ	NT
	○	アオジ	
		クロジ	
		シベリアジュリン	
	○	オオジュリン	
		ツメナガホオジロ	
		ユキホオジロ	
アトリ	○	アトリ	
	○	カワラヒワ	
	○	マヒワ	
		ベニヒワ	
		ハギマシコ	
		イスカ	
	○	ベニマシコ	
		ウソ	
		イカル	
	○	シメ	
ハタオリドリ		ニュウナイスズメ	
	○	スズメ	
ムクドリ	○	コムクドリ	
	○	ムクドリ	

目	科	種または亜種	種の指定等
	カラス	○ カケス ○ オナガ ミヤマガラス ○ ハシボソガラス ○ ハシブトガラス	
合計(種)		300種	

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ	トガリネズミ	ジネズミ	
	モグラ	アズマモグラ	
コウモリ		コウモリ目の一種	
ウサギ	ウサギ	ノウサギ	
ネズミ	ネズミ	ハタネズミ アカネズミ トブネズミ	
ネコ	イヌ	タヌキ キツネ	
	イタチ	テン イタチ	
	ジャコウネコ	ハクビシン	
合計(種)		12種	

(注)

- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第6版(日本鳥学会、2000年)に、獣類の目・科・種(和名)及び配列は日本産野生生物目録 脊椎動物編(環境庁 1993年)に拠った
- 種の指定等の要件は次の通りである。

国天：国指定天然記念物

レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)

レッドデータブック(平成14年環境省)(イ獣類)

CR：絶滅危惧種 I A類、EN：絶滅危惧種 I B類、VU：絶滅危惧種 II 類、NT：準絶滅危惧種、

DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。